

優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る検討会設置要綱

	平成 23 年 1 月 14 日	22 環都総第 635 号
改正	平成 24 年 12 月 17 日	24 環都総第 790 号
改正	平成 27 年 4 月 1 日	26 環都総第 1132 号
改正	平成 28 年 9 月 30 日	28 環地総第 534 号
改正	平成 30 年 1 月 9 日	29 環地総第 554 号
改正	令和 4 年 10 月 11 日	4 環気総第 8 号

(目的)

第 1 条 総量削減義務と排出量取引制度における優良特定地球温暖化対策事業所の認定基準(第一区分事業所)及び総量削減義務と排出量取引制度における優良特定地球温暖化対策事業所の認定基準(第二区分事業所)に基づき、優良特定地球温暖化対策事業所の認定に係る地球温暖化対策推進状況評価書の内容が適正と認められるかに関して、専門的、技術的な観点からの検討を行うとともに、優良特定地球温暖化対策事業所の認定に関して知事が意見を聴取するために、「優良特定地球温暖化対策事業所の認定に係る検討会」(以下「トップレベル検討会」という。)を設置する。

(検討内容等)

第 2 条 トップレベル検討会における検討内容等は次のとおりとする。

- (1) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定に係る地球温暖化対策推進状況評価書の内容が適正と認められるかについて検討する。
- (2) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定について検討する。
- (3) その他、知事の求めに応じ、優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に関する事項について検討する。

(組織)

第 3 条 トップレベル検討会は、前条の検討内容等に関して、高度な専門的知見を有する者であって、環境局長が委嘱する委員 5 名以内をもって構成する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。また、再任を妨げない。

(委員長)

第 5 条 トップレベル検討会には委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、トップレベル検討会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集等)

第6条 会議は、環境局気候変動対策部長が招集する。

- 2 環境局気候変動対策部長は、必要があると認めたときは、委員以外の学識経験者に、会議への出席を求めることができる。

(開催方法)

第7条 トップレベル検討会は、東京都情報公開条例第7条第3号に係る案件を審査する場合を除き、公開とする。

(議事録及び会議資料)

第8条 会議ごとに議事録を作成することとする。

- 2 議事録は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当する部分については、非公開とすることができる。
- 3 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。
- 4 前2項の規定は、会議資料等について準用する。

(謝金の支払い)

第9条 トップレベル検討会委員には、謝金を支払うことができるものとする。

ただし、委員以外の学識経験者に、会議への出席を求めた場合、委員に準じて謝金を支払うことができるものとする。

(庶務)

第10条 トップレベル検討会の庶務は、環境局気候変動対策部総量削減課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、トップレベル検討会の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月11日から施行する。